

災害に備えて学ぶ



災害時に手軽な炊き出しを可能とするハイゼックス炊飯袋の用法等を学ぶ講習会が、7月24日（火）に開催されました。

講習会には、占冠中央小学校児童やお元気さんくらぶ、占冠村赤十字奉仕団の約30名が参加し、ハイゼックス炊飯袋の用法や傷病者を簡単に移動させることができる搬送方法、緊急時に役立つ新聞紙のスリッパの作製方法を学びました。

気合十分の演武を披露



7月29日（日）に千歳市で開催された第38回少林寺拳法北海道大会に出場した山本萌さん（字中央）が、自由単独演武女子中学生の部で見事優良賞（3位）を手にしました。

「この大会を最後に受験勉強に集中しようと、良い成績で終わりたいと気合が入りました」と話してくれた山本さん。

山本さんは、小学4年生から富良野光明寺道院に所属し、昨年の第37回少林寺拳法道北大会自由単独演武女子中学生の部で最優秀賞を手にしていました。

平和の火を走りつなぐ



7月25日（水）に上富良野町から占冠村までの区間の平和の火を走りつなぐ『第31回反核平和の火リレー』が実施され、占冠村総合センター前にて到着集会が行われました。

ランナーには広島平和体験学習に参加する中学生や村内青年女性が参加し、核も戦争もない平和な社会の実現を訴えながら、平和の火を走りつなぎました。

わたしだけのスケートボード



8月18日（土）と19日（日）の二日にわたり、地域おこし協力隊の相馬功一さんによる占冠産木材を使ったスケートボードの製作体験が、ニニウキャンプ場で開催されました。

参加者は、自分の好みの形を決め、縁取り・切抜き・研磨などの作業を行い自分だけのスケートボードを製作しました。

製作体験は「予想以上に濃い内容・サービスにびっくりした。」「作りやすい環境を整えてくれた。こうしたイベントをもっとやって欲しい。」と参加者から大変好評でした。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等これらの期間の保険料については、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ◎一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納できません。
- ◎「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

今年度中に追納していただく際の月分の保険料は次のとおりです。



年度	全額免除	3 / 4 免除	半額免除	1 / 4 免除
20	15,170	11,380	7,580	3,790
21	15,260	11,440	7,630	3,810
22	15,520	11,640	7,760	3,880
23	15,310	11,470	7,650	3,820
24	15,160	11,360	7,580	3,780
25	15,130	11,350	7,570	3,780
26	15,280	11,460	7,640	3,820
27	15,610	11,700	7,800	3,900
28	16,260	12,190	8,130	4,060
29	16,490	12,370	8,240	4,120

後納制度と追納制度の違いは？

後納制度は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間に限り、**過去5年以内の未納期間**の保険料を収めることができるのに対して、追納制度は**過去10年以内の免除（学生納付特例、若年者納付猶予を含む。）期間**の保険料を納めることができる制度です。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」（0570-011-050）またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

問 住民課戸籍担当
TEL 56-2123